

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	【第一条関係】	.....	1
二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）	【第二条関係】	.....	17

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>附 則 (公営競技納付金の納付) 第二条 略</p> <p>2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 昭和四十五年度から昭和五十年年度までの各年度 千分の五</p> <p>二 昭和五十一年度 千分の七</p> <p>三 昭和五十二年度 千分の八</p> <p>四 昭和五十三年度から昭和六十一年度までの各年度 千分の十</p> <p>五 昭和六十二年及び昭和六十三年度 千分の十一</p> <p>六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二</p> <p>七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一</p> <p>ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二</p> <p>二</p> <p>八 平成二十三年度から令和七年度までの各年度 千分の十</p> <p>3 3 7 略</p>	<p>附 則 (公営競技納付金の納付) 第二条 略</p> <p>2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 昭和四十五年度から昭和五十年年度までの各年度 千分の五</p> <p>二 昭和五十一年度 千分の七</p> <p>三 昭和五十二年度 千分の八</p> <p>四 昭和五十三年度から昭和六十一年度までの各年度 千分の十</p> <p>五 昭和六十二年及び昭和六十三年度 千分の十一</p> <p>六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二</p> <p>七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一</p> <p>ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二</p> <p>二</p> <p>八 平成二十三年度から平成三十二年度までの各年度 千分の十</p> <p>3 3 7 略</p>

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた

平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年

年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法

（第三十三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 令和元年度 における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

4 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、

第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法

第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

（新設）

同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(平成二十八年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十条** 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(平成二十七年度及び平成二十八年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十条** 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年及び平成二十八年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条
地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七條の二及び地方交付税法附則第七條の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法	

第一号ロ	
地方交付税法	同条 及び航空機燃料譲与税
読替え後の地方交付税法第十四条	<p>等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>

	第二号	第三号	第四号		第五号
第十四条	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条 、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令

<p>油譲与税 及び地方揮発</p>	<p>基準財政収入 額</p>	<p>第二項</p>	
<p>対策特別交付金</p>	<p>、地方揮発油譲与税及び交通安全 した額とする。） 合には当該額に相当する額を加算 定方法により控除した額がある場 する額を控除した額とし、当該算 た額がある場合には当該額に相当 むね準ずる算定方法により加算し 第二項に規定する算定方法におお 及び地方交付税法附則第七条の三 方交付税法附則第七条の二第二項 基準財政収入額（平成三十年旧地</p>	<p>地方税法施行令等の一部を改正す る等の政令（平成二十八年政令第 百三十三号）第六条の規定による 改正前の地方自治法施行令第二十 十条の十二第二項</p>	<p>（昭和二十二年政令第十六号）附 則第七条の四の規定により読み替 えられた平成二十九年整備政令第 一条の規定による改正前の地方自 治法施行令</p>



(令和元年度)における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 令和元年度 における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(平成三十一年度)における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 平成三十一年度 における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。)第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税

<p>和 二 十 五 年 法</p> <p>地 方 税 法 （ 昭</p>	<p>第 十 四 条</p> <p>地 方 交 付 税 法</p>	<p>合 算 額</p>	<p>及 び 航 空 機 燃 料 讓 与 税</p>	<p>第 一 号 口</p>	<p>か ら 同 条</p>
<p>地 方 税 法</p>	<p>読 替 え 後 の 地 方 交 付 税 法 第 十 四 条</p>	<p>合 算 額 か ら 特 定 交 付 見 込 額 を 控 除 し た 額</p>	<p>、 航 空 機 燃 料 讓 与 税 及 び 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</p>	<p>（ ） を 加 算 し た 額 か ら 読 替 え 後 の 地 方 交 付 税 法 第 十 四 条</p> <p>、 航 空 機 燃 料 讓 与 税 及 び 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</p> <p>、 航 空 機 燃 料 讓 与 税 及 び 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</p>	<p>法 第 十 四 条 （ 以 下 こ の 条 に お い て 「 読 替 え 後 の 地 方 交 付 税 法 第 十 四 条 」 と い う 。）</p> <p>に 読 替 え 後 の 地 方 交 付 税 法 第 十 四 条 の 規 定 に よ り 算 定 し た 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金 （ 地 方 税 法 （ 昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号 ） 附 則 第 七 条 の 四 の 規 定 に よ り 指 定 都 市 に 対 し 交 付 す る も の と さ れ る 分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 に 係 る 交 付 金 を い う 。第 三 号 に お い て 同 じ。 ） の 交 付 見 込 額 （ 以 下 イ 及 び 次 号 に お い て 「 特 定 交 付 見 込 額 」 と い う 。） を 加 算 し た 額 か ら 読 替 え 後 の 地 方 交 付 税 法 第 十 四 条</br></p>

	第二号		第三号		第四号		第五号
律第二百二十六号）	同条	同法第十四条	から	合算額	同法第十四条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	に特定交付見込額を加算した額から	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第 号）附則第三項の規定による改正前の地方特例交
					読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
					読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金

及び森林環境	<p>基準財政収入額</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>	<p>第二項</p> <p>二第二項</p>	<p>付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>
--------	---	------------------------	--

〔令和二年度 以後における標準的な規模の収入の額の特例〕

第十四条 令和二年度 以後における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

譲与税  
策特別交付金

〔平成三十二年以後における標準的な規模の収入の額の特例〕

第十四条 平成三十二年以後における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金を

第一号ロ	第二号	第三号
地方交付税法第十四条 及び航空機燃料譲与税 合算額	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 同条 同法第十四条 から	同法第十四条 同条
いう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 に特定交付見込額を加算した額か	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 合算額から特定交付見込額を控除した額

	第四号	第五号		
及び森林環境税	同法第十四条 同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項	基準財政収入額
、森林環境税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 、森林環境税及び交通安全対策特別交付金	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある

		場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
税	及び森林環境 別交付金	、森林環境税及び交通安全対策特

（平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十五条** 平成三十一年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四條の規定による改正前の第十三條各号」とする。

（平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十六条** 平成三十一年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十二條の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四條の規定による改正前の第十三條各号」とする。

（平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十七条** 平成三十二年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條

（削る）

（令和元年度 における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十五条** 令和元年度 における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十二條の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四條の規定による改正前の第十三條各号」とする。

（令和二年度 における赤字により起債許可団体となる額の特例）

**第十六条** 令和二年度 における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條



各号」とする。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可  
団体となる額の特例)

**第十七条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の  
規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十  
三条各号」とあるのは、「附則第九条第四項及び第十四条の規定により  
読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度 以後における赤字により起債許可団体となる額の特例  
)

**第十八条** 令和六年度 以後の各年度における第二十二条の規定による  
額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十  
三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十  
三条各号」とする。

各号」とする。

(新設)

(平成三十三年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例  
)

**第十八条** 平成三十三年以後の各年度における第二十二条の規定による  
額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十  
三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十  
三条各号」とする。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>（令和二年度）における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p><b>第四条</b> 令和二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（例）</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p><b>第四条</b> 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の地方財政法施行令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p><b>第五条</b> 平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号</p>

イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第五条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第六条** 令和六年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読

イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十三年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第六条** 平成三十三年以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読

み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

**第七条** 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十九年年度から平成三十一年度までにおける地方債を起すことができる場合の特例)

**第七条** 平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。